

議案第98号

勝山市議会委員会条例の一部改正について

勝山市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年3月22日提出

議会運営委員会
委員長 北山 謙治

提案理由

勝山市部設置条例の一部改正に伴い、勝山市議会委員会条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市議会委員会条例の一部を改正する条例

勝山市議会委員会条例(平成 3 年勝山市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。 (1) 総務文教厚生委員会 8 人 <u>総務部、市民生活部、</u> 健康福祉部、会計課、消防本部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項 (2) 建設産業委員会 8 人 <u>建設部、商工観光部、農林部</u> 及び農業委員会に関する事項 (3) (略)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。 (1) 総務文教厚生委員会 8 人 <u>政策推進部、総務部、</u> 健康福祉部、会計課、消防本部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項 (2) 建設産業委員会 8 人 <u>産業・観光部、建設部</u> 及び農業委員会に関する事項 (3) (略)

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。